



# 行政文書開示決定通知書

2 県総第 218 号  
令和 3 年 3 月 19 日

田 中 智 之 様

愛知県知事 大 村 秀 章



令和 3 年 3 月 15 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。

行政文書の名称	愛知県情報公開事務取扱要領	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和 3 年 3 月 25 日 午前 9 時 午後
	場 所	県民生活課（県民相談・情報センター） （愛知県自治センター2階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 350 円 2 <del>写しの送付に要する費用 郵便切手</del> 円分	
担 当 課 等	県民文化局県民生活部県民総務課情報グループ 電話 052-954-6172 (ダイヤル)	

- 注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。  
2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。  
3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。